

藤岡 信勝（新しい歴史教科書をつくる会副会長）

藤木 俊一（テキサス親父事務局長）

山本優美子（なでしこアクション代表）

連絡先：112-0005 東京都文京区水道 2-6-3

新しい歴史教科書をつくる会

藤岡 信勝

電話：03-6912-0047

FAX：03-6912-0048

質 問 状 お よ び 申 入 書

日々の公務へのご精励に敬意を表します。

私たちは、令和元年 5 月 26 日まつもと市民芸術館にて上映される映画「主戦場」（デザキミキ監督）について、上映を取りやめて頂きますよう申入れをしたものです。私たちは、5 月 10 日に FAX にて、回答を受領し、「まつもと市民芸術館条例（以下、条例）に基づき、適切な貸出業務を行っている」旨の回答を受け取りました。その中で、利用が制限される場合の説明をいただきましたが、この観点から再び質問し、改めて公開の中止を要請するものであります。

<質 問>

① 不公平な取材、契約不履行が存在する映画「主戦場」の上映について

私たちは、平成 31 年 4 月 26 日発信の申入書に示した通り、公平に慰安婦問題を取り扱った映画とは到底言えないと判断しております。また、私たちは出崎幹根氏（上記の監督と同一人物）の博士前期課程（修士課程）の卒業制作という目的でインタビューを受けており、私たちの中には、完成の際には事前に完成した映像をチェックすることを条件にインタビューを承諾した者もおります。しかし、私たちの中で誰一人として、完成した映像をチェックした者はありません。デザキ氏は契約不履行を犯しつつ、この

映画が封切られたこととなります。私たちは、偽りと不正の手段で制作された映画であると断ぜざるをえません。貴館における、この観点に関わる回答をお示してください。

② パンフレット等の物品販売について

条例第 15 条 (3) において、「物品の販売その他これに類すること」を禁止しています。映画「主戦場」のパンフレット販売が行われる場合、この条文に該当するかお示してください。また、パンフレット販売等の物品販売が行われた場合、利用の停止を宣告するつもりかどうかをお示してください。

<申 入>

私たちは、平成 28 年秋頃、上智大学大学院の学生と自称する出崎幹根氏に、博士前期課程の卒業制作という目的で受けたインタビューが商業映画に用いられた被害者として、映画「主戦場」は、製作者とインタビューを受けた側の信義則に反した映画であると考えます。その理由は、平成 31 年 4 月 26 日発出の申入書にお示した通りです。

しかも、民間の映画館ではなく、まつもと市民芸術館という公の施設がこのような映画を上映することが相応しいとは全く考えられません。

以上のこのことから、改めて上映の停止についてご再考いただき、その結果をご回答頂きますようお願い申し上げます。

本質問および申入書については、5 月 20 日までに上記連絡先まで、FAX および郵送による回答をお願い申し上げます。

なお、本状およびご回答につきましては、適切な時期に公開を予定しております。

(以上)